

1. 報告書の要約

本報告書は、2019年7月の第43回世界遺産委員会決議（43 COM 7B.66）で要請された資産の保全状況を報告するものである。

2. 世界遺産委員会決議への対応

43 COM 7B.66のうち対応すべきはパラグラフ6「新たな開発規制手法」についてであるが、前回（2018）のSoCレポートで言及した「抜本的な解決策」というのは、そうすべき事案が発生した場合に検討するという意味である。モニタリングは着実に実施しており、毎年その結果について評価を行っている。現況は既存の規制手法で十分に対応できている。

3. 締約国が、資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性があるとして認識しているその他の保全に関する問題

なし

4. 作業指針第172項に基づく真実性・完全性を含む資産の顕著な普遍的価値に影響を与える可能性のある構成資産及び緩衝地帯において予定される大規模な復元又は新規工事に関する説明

富士山の北側斜面（山梨県側）の山麓から五合目に至る自動車交通について、交通に起因する環境負荷の抜本的軽減を図るため、また、来訪者数の管理をより効率的に行うためなど、多角的な観点から代替交通手段の可能性が山梨県において検討されている。

なお、当該取組は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に基づく情報提供が必要になる場合には、適時適切に対応する。

5. 保全状況報告書へのパブリックアクセス

受容できる

6. 関係機関署名

文化庁次長
今里 讓

環境省自然環境局長
鳥居 敏男

林野庁次長
浅川 京子